

令和元年度高知県働き方改革実践支援アドバイザー派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県働き方改革実践支援アドバイザー派遣事業の実施に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 県は、予算の範囲内で、県内企業に対して、働き方改革実践支援アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を派遣し、企業の現状に応じた業務の効率化などに向けたアドバイスを実施し、働き方改革の取組を推進するものとする。

(派遣対象)

第3条 アドバイザーの派遣を受けることができる企業は、県内に所在する事業所・団体（以下「事業所等」という。）とする。

(支援内容)

第4条 アドバイザーの業務については、事業所等の課題解決を図り、働き方改革につながる取組への支援を行うものとする。

2 前条の支援内容としての具体例は、次に掲げるものとする。

- (1) 意識改革（制度・仕組みを整えたが、職場・個人の意識が変わらず、形骸化している）
- (2) マネジメント改革（社内で推進組織を立ち上げたが、どこから手をつけてよいか分からない）
- (3) 業務の改善・改革（残業時間は減ったが、業務の品質の低下、管理職へのしわ寄せなどが出ている）

(アドバイザー登録)

第5条 知事は、アドバイザーを一定の期間を設けて募集し、アドバイザー名簿を作成するものとする。

2 前項のアドバイザーは、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 働き方改革の視点にたった企業の経営改革（経営コンサルティング）を業とし、前条に規定する業務を遂行できる能力を十分に有する者
- (2) 中小企業等の働き方改革の取組に向けた支援実績を豊富に有する者
- (3) 平成31年4月1日時点において70歳未満の者
- (4) 別表に掲げる各号のいずれかに該当すると認められない者

- 3 アドバイザー名簿への登録を希望する者は、アドバイザー名簿登録依頼書（第1号様式）及びアドバイザー名簿登録同意書（第2号様式）を知事に提出するものとする。
- 4 知事は、前項の規定に基づき提出された書類の内容を審査し、第2項に掲げる項目を満たしている者と認められる場合には、第1項に規定する名簿に登録するものとする。
- 5 アドバイザー名簿への登録の有効期間は、令和2年3月31日までとする。

（アドバイザー派遣申請）

第6条 アドバイザー派遣を希望する事業所等は、アドバイザー派遣申請書（第3号様式）を知事に提出するものとする。ただし、別表に掲げる各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

（派遣決定及び通知）

第7条 知事は、前条の申請書を受理したときは、第5条で選任したアドバイザーの中から派遣する者を決定し、業務依頼書（第4号様式）により、アドバイザーに業務を依頼するとともに、アドバイザー派遣通知書（第5号様式）により、申請のあった事業所等にアドバイザーの派遣について通知するものとする。

（派遣回数及び期間の上限）

第8条 アドバイザーの派遣は、当該年度内において原則として、4回（1回あたり2時間程度）を限度とする。ただし、知事が必要と認める場合には、予算の範囲内で延長することができる。

- 2 アドバイザーの派遣は、その進捗状況にかかわらず、第6条に規定する申請書の提出のあった日の属する年度の末日をもって終了するものとする。

（アドバイザーの業務）

第9条 アドバイザーは、第7条に規定する業務依頼書を受理したときは、第4条に規定する業務を誠実に実施するとともに、1回目の業務実施後、速やかに派遣に係る事案の実施計画について、実施計画書（第6号様式）を知事に提出するものとする。ただし、派遣回数が1回の場合にはこの限りではない。

- 2 アドバイザーは、業務が完了したときは、業務完了報告書（第7号様式）により上半期派遣完了分については10月31日までに、下半期派遣完了分については3月31日までに、知事に報告するものとする。

(アドバイザーへの謝金)

第10条 アドバイザーに対する謝金については、別に定める。

(守秘義務)

第11条 アドバイザーは、本事業により知り得た事業所等の情報については、公にされている事項を除き、事業中、事業終了後も他に漏らしてはならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月23日から施行する。

別表（第5条、第6条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。